

議案第47号

三田市民病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定
について

三田市民病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年6月5日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市民病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

三田市民病院事業使用料及び手数料条例（昭和47年三田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表使用料の部初診時特定療養費の項を次のように改める。

| | | | |
|-------|-----|-----------|--|
| 選定療養費 | 初診時 | 1回 5,000円 | 他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない場合を除く。 |
| | 再診時 | 1回 2,500円 | 当院の医師が他の病院又は診療所を紹介したにもかかわらず、患者の意思で、再度当院を受診した場合 |

別表備考第3項中「分べん介助料」を「選定療養費、分べん介助料」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の三田市民病院事業使用料及び手数料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料又は申請に係る手数料について適用し、同日前の使用に係る使用料又は申請に係る手数料については、なお従前の例による。